

仕 様 書

鈴身配水塔逆止弁更新工事（その２） 特記仕様書

工業用水部設備工事一般仕様書

千葉県土木工事共通仕様書

建設副産物に関する特記仕様書

工事完成図書の電子納品に関する特記仕様書

上記を適用する

鈴身配水塔逆止弁更新工事（その２） 特記仕様書

葛南工業用水道事務所

1 適用

本仕様書は、千葉県企業局（以下「発注者」という。）が発注する、鈴身配水塔逆止弁更新工事（その２）に適用し、受注者が遵守しなければならない事項を示すものである。

2 工事概要

本工事は、鈴身配水塔に設置している逆止弁の更新を行うものである。

3 工事箇所

鈴身配水塔 船橋市鈴身町 6 8 5—2

4 工事範囲

本工事の工事範囲は以下のとおり。

（１）対象機器の製作、据付、調整、工事	1 式
（２）既設機器の撤去工事	1 式
（３）試運転および調整	1 式
（４）その他、上記に伴う諸工事	1 式

5 工事内容

本工事の更新機器の仕様は以下のとおり。また、記載のない事項については、既設と同等品以上とする。

（１）逆止弁

ア 数量	1 台
イ 形式	スイング逆止弁
ウ 口径	φ 4 5 0
エ 使用流体	工業用水
オ 温度	常温
カ 接合材	ヴィクトリックジョイント O リング（1 個）
キ フランジ	4 5 0 A（2 個）
ク フランジ接合材	2 セット
ケ 架台	1 式

コ ボルト、ナット、パッキン等を含む

6 提出書類

- (1) 施工計画書 2 部
- (2) 工事写真 1 部
- (3) 工事報告書 2 部
- (4) その他発注者が必要とする書類 1 式

7 施工に関する注意事項

- (1) 工事を施工する施設および設備について、事前に十分な調査を実施し運転や運用を理解した上で、施工すること。また、機材を搬入する際、重機等を使用する際は監督職員と十分に協議し施工するとともに、搬入計画書を作成し、監督職員の承諾を得ること。
なお、重機を使用する際は、安全誘導員を配置し、重機の出入りおよび場内の作業員並びに車両等の安全を確保すること。
- (2) 他の機器、施設等に損傷を与えないこと。
万一、損傷を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、受注者の責任において、原形に復すること。
- (3) 逆止弁は、機器製作後、監督員による工場立合確認。または、機器工場成績書の提出を行うこと。
- (4) 仕様書等に明示なき事項であっても、設備の機能上、必要であるものについて受注者の負担において充足実施すること。
- (5) 受注者は工事施工において、自ら立案、実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに書式により提出することができる。
- (6) 法令等により有資格者による作業が定められているものについては、必ず有資格者を従事させること。また、施工計画書に資格の写しを添付すること。
- (7) 疑義等が生じた場合は、発注者・受注者と協議して決定することとする。

8 CORINS への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス (CORINS) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受け
たうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は

工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

9 建設副産物

現場発生品については、添付の建設副産物に関する特記仕様書及び関係法令等に基づき適正に処分を行い、必要書類を提出すること。

10 電子納品

本工事は、建設技術センターへの登録は行わないが、工事完成図書の電子納品に関する特記仕様書に基づき、提出書類を電子化し納品すること。

11 法令等の遵守

受注者は、本工事に関係する諸法令、条例等を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令、条例等の適用運用は、受注者の責任において行わなければならない。交通規則を準拠し、特に酒気帯び運転・あおり運転・過積載を行わないよう受注者は、十分に管理監督を行うこと。

12 保険の付保

受注者は、不可抗力による損害対策として、設備の引き渡しまで組立保険、火災保険、建設工事保険等に参加するものとする。上記保険等を締結したときは、直ちにその証券の写し又はそれに代わるものの写しを提出すること。

13 法定外労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険にふさなければならない。

14 千葉県建設キャリアアップシステム活用工事

- (1) 本工事は、千葉県建設キャリアアップシステム活用工事の対象工事とする。
- (2) 受注者は、工事の契約締結後、工事着手前に CCUS 活用の希望の有無について、監督職員と協議すること。
- (3) 工事の実施にあたっては、「千葉県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」に基づき行うこと。

15 週休2日制の適用

- (1) 本工事は、週休2日制適用外工事である。

建設副産物に関する特記仕様書

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016」及び「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム－COBRIS－」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を入力システムにより作成し、出力した様式を1部提出するとともに、この記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

なお、受注者は、国土交通省のウェブページから同システムをダウンロードして作成するものとする。

◎ 作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- 2) 建設副産物の処理に先立ち、別紙の「建設副産物処理承認申請書」を作成し監督職員の確認を受け、同申請書を2部提出すること。
- 3) 建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示すると共に、同契約書の写しを提出すること。
- 4) 建設副産物の処理完了後速やかに、別紙「建設副産物処理調書」を作成し2部提出するとともに、実際に要した処理費等（受入伝票、写真等）を証明する資料を監督職員に提示し確認を受けること。
- 5) 建設廃棄物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票のD票及びE票の写しを提示すること。
また、電子マニフェスト方式による場合は、建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報をパソコンにより印刷し提示すること。
- 6) 本工事により発生するスクラップ（ヘビーH1）0.8 t は、白井市神々廻字大木戸 1664 番 1 外、片道運搬距離 7km の丸幸株式会社に運搬し、処理するものとする。

様式－1

建設副産物処理承認申請書

令和 年 月 日

工 事 名 鈴身配水塔逆止弁更新工事(その2) 工 期 年 月 日～ 年 月 日 受注業者名
工事場所 船橋市鈴身町685-2 処理期間 年 月 日～ 年 月 日 現場代理人名

住 所
電話番号

建設副産物	ヘビーH1					
処理場所						
所在地 電話番号						
地目						
面積＊高さ	m ² ＊ m	m ² ＊ m	m ² ＊ m	m ² ＊ m		
処理業の許可番号						
許可期限						
農地転用等 許可番号						
処理数量						
処理費用(円)						
運搬距離(km)						
運搬業者 下請業者名 同電話番号 収集運搬	元請 下請	元請 下請	元請 下請	元請 下請		

- (注) 1. 処理される建設副産物に応じて適宜、記入欄を追加すること。
2. 工事現場と処理地の関係がわかる図面を添付のこと。(A4)
3. 「建設廃棄物処理委託契約書」の写しを添付すること。
4. 処理費とは、運搬費を含まない単位あたり処理費とする。
5. この申請書は2部提出すること。

様式－2

建設副産物処理調書

令和 年 月 日

工事名 鈴身配水塔逆止弁更新工事(その2) 工期 年 月 日～ 年 月 日 受注者名 住 所
工事場所 船橋市鈴身町685－2 処理期間 年 月 日～ 年 月 日 現場代理人名 電話番号

建設副産物	へびーH1											
処理場所												
運搬距離	km		km		km		km		km		km	
年 月	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計
合計												

(注) 1. 処理された建設副産物に応じて適宜、記入欄を追加すること。
2. この調書は2部提出すること。

工事完成図書の電子納品に関する特記仕様書

1. 本工事は、電子納品対象工事とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品することを言う。

ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品要領：電気通信設備工事編（以下、「要領」という。）」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成した電子データを指す。

2. 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（DVD-R）で提出する。

「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「千葉県企業局電子納品運用ガイドライン（案）平成31年4月改定」等を参考にするものとする。

3. 成果品の提出の際には、国土交通省の電子納品チェックシステムによるチェックを行い、事前協議でエラーチェックの対象から除外された以外の項目についてエラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。